

2020年11月19日

総合文化研究科・教養学部
学生・教職員 各位

教養学部等事務部

海外渡航にかかる新型コロナウイルス対策タスクフォースへの審議依頼について

新型コロナウイルス対策タスクフォースから資料1のとおり通知があり、教育・研究上の目的により海外への渡航が必要な場合については、資料2の海外渡航審議依頼書（以下「依頼書」という。）を作成の上、新型コロナウイルス対策タスクフォース（以下「TF」という。）に申請することになりました。

については、教育・研究上の目的等により海外への渡航が必要な場合には、依頼書を下記により作成の上、提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料1の通知による申請手続の実施に伴い、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における海外渡航ならびに海外からの入国について（2020年6月18日通知）」の一部を修正しましたので併せてお知らせいたします。

1. 海外渡航を伴う科目・プログラム等を実施する場合又は教員が学生とともに海外における教育研究活動に参加する場合

科目担当教員または責任教員が、渡航する学生・教職員を取りまとめて依頼書を作成の上、渡航の1か月前までに電子ファイルを提出用フォームに提出（アップロード）すること。提出された依頼書に基づき、副研究科長の決裁によりTFへの申請の可否について判断します。

2. 上記1以外の教養学部・総合文化研究科学生の海外渡航の場合（帰省などの私事渡航を含む。）

(1) 所属する各課程窓口の指示により、各学生が依頼書を作成し、通常の手続書類（海外渡航届など）と併せて電子ファイルを提出すること。提出された依頼書に基づき、前期運営委員会、後期運営委員会、研究科教育会議での審議又は副研究科長の決裁によりTFへの申請の可否について判断します。

(2) 日本学術振興会特別研究員（PD・RPD）についても同様に申請を行うこと。

3. 教職員（研究員を含む。）が海外における研究活動に従事する場合

渡航する教職員が、依頼書を作成の上、**渡航の1か月前まで（※）**に提出用フォームに電子ファイルを提出（アップロード）すること。提出された依頼書に基づき、総務委員会での審議によりTFへの申請の可否について判断します。

（※）総務委員会の開催日程（8月に開催が無いなど）とTF審議日（毎週木曜日予定）の都合により渡航の1か月前までの提出ではTFの許可が間に合わないケースが出てきます。渡航にあたっては上記に拠らず以下の「2021年度 海外渡航にかかる審議スケジュール（月別締切掲載）」で提出（アップロード）期限を必ず確認し余裕を持った申請を行ってください。（2021年5月26日 追記）

【2021年度 海外渡航にかかる審議スケジュール(月別締切掲載)ダウンロードURL】
<リンク削除>

4. 留意事項

- (1) 依頼書の作成にあたっては、欄の1から7までは渡航する学生又は教職員（上記1の場合にあつては、科目担当教員又は責任教員）が記入し、8については、専攻・系、部会、機構等の長が記入すること。ただし、上記2により前期課程学生が渡航する場合、私事渡航の場合は、欄の8の記入は不要です。
- (2) 用務の必要性によっては、外務省海外安全ホームページにおいて示されている感染症危険情報レベル3の国への渡航であってもTFの審議により承認される場合があるため、依頼書の作成にあたっては、用務の必要性、緊急性等について正確に記載すること。
- (3) 依頼書の提出（アップロード）については、上記1の場合にあつては、審議依頼ファイル提出用フォームURL（科目・プログラム用）に、上記3の場合にあつては、審議依頼ファイル提出用フォームURL（教職員用）にそれぞれアップロードすること。
なお、上記2の場合は、資料3を参照の上、各課程担当まで必要書類と合わせて提出すること。
- (4) 海外渡航中に、野外における教育または研究活動を行う場合には、活動の責任教職員は、別途、「野外における教育研究活動計画書」を環境安全管理室に提出すること。学生だけの海外渡航で研究目的の野外活動を行う場合には、指導教員から「野外における教育研究活動計画書」を提出することとなります。
(野外活動計画書の提出は、遅くとも渡航の一週間前までに、押印書類のPDFをEメールで <kankyo-anzen.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp> に送付すること。)
- (5) 渡航が海外出張（教職員の場合は東京大学教員の研修に関する規程に基づく海外研修を含む）によるものである場合は、提出用フォームへのアップロードと同時に海外出張（海外研修）の申請書類一式を通常の手続きにより経理課経理チームに提出すること。その際、依頼書は関係書類として添付すること。（提出期限はアップロード期限と同じ）

【海外渡航審議依頼書ダウンロードURL】

(科目・プログラム用)

〈リンク削除〉

(学生用)

〈リンク削除〉

(教職員用)

〈リンク削除〉

【上記1提出用フォームURL (科目・プログラム用)】

〈リンク削除〉

【上記3提出用フォームURL (教職員用)】

〈リンク削除〉

※提出用フォームへのログインにあたっては、ECCSクラウドメールのアカウントが必要です。

5. 本件連絡先

上記1及び2に関する事項

担当：教務課国際担当 kagai-tokou.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

上記3に関する事項

担当：経理課経理チーム ryohi.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

以上

海外渡航にかかる新型コロナウイルス対策タスクフォースへの審議依頼・Q & A

Q 新型コロナウイルス対策タスクフォース（以下「TF」という。）へ申請すれば、渡航は必ず認められるのか。

A TFでは、渡航の必要性と渡航先の入国制限等の状況を踏まえ、渡航の可否を総合的に判断することであるため、申請したからといって必ず認められるというものではない。

Q TFでの審査結果は、いつ判るのか。

A TFは、毎週木曜日に開催されており、附議した当日に審査結果の連絡が来る取扱いとなっている。

Q 研究遂行上の必要性から大学院学生を渡航先に帯同する場合は、どのように申請すれば良いか。

A 今回の手続については、おおまかな括りとして、学生、教職員の別に応じて、部局内での承認フローを整理しているため、学生が渡航することになる場合は、通知の1（海外渡航を伴う科目・プログラム等を実施する場合又は教員が複数の学生とともに海外における教育研究活動に参加する場合）によることになる。（副研究科長の決裁によりTFへの申請の可否について判断）

